

令和6年7月31日

開発許可制度のあらまし

江東区都市整備部都市計画課

1 開発許可とは・・・・・・・・

規模の大きい土地を開発しようとするときは、一定水準以上の整備を計画的に進めていただくよう、都市計画法（第29条）に開発許可制度が定められています。

開発行為とは、主として*建築物の建築又は**特定工作物を建てることを目的として、道路等の新設や廃止などによる「区画の変更」、切土、盛土又は地目の変更等による「形質の変更」を行うことを言います。

江東区では開発区域の面積が500㎡以上で土地の区画形質の変更がある場合の建築計画において、区長の許可が必要になります。

※第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合は、1ha以上（ただし、ゴルフコースは面積要件なし）。

単なる土地の分合筆、又は建築物の建築と一体不可分の工事と認められる基礎打ち、土地の掘削等の工事については、開発行為に該当しません。

* 建築物の建築（都市計画法第4条第10項）

建築物とは、建築基準法第2条第1号の定義による。

建築とは、建築基準法第2条第13号の定義による。

** 特定工作物（都市計画法第4条第11項、令第1条第1項、令第1条第2項）

第一種特定工作物・・・コンクリートプラント・アスファルトプラント等

第二種特定工作物・・・ゴルフコース、規模が1ha以上の野球場・庭球場・レジャー施設である工作物または墓園等

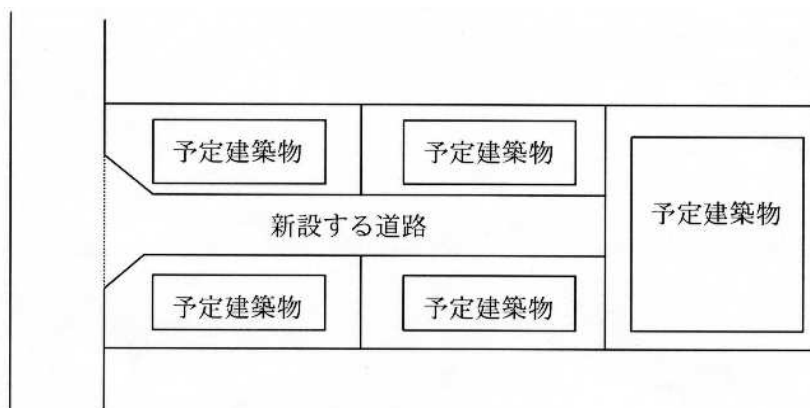
主な事例

次のような事例で開発区域の面積が500㎡以上の場合には、開発許可の対象になります。

なお、開発区域に接する道路・水路等の官民境界の査定を受けていただき、区域面積を確定していただきます。

「事例1」道路の新設

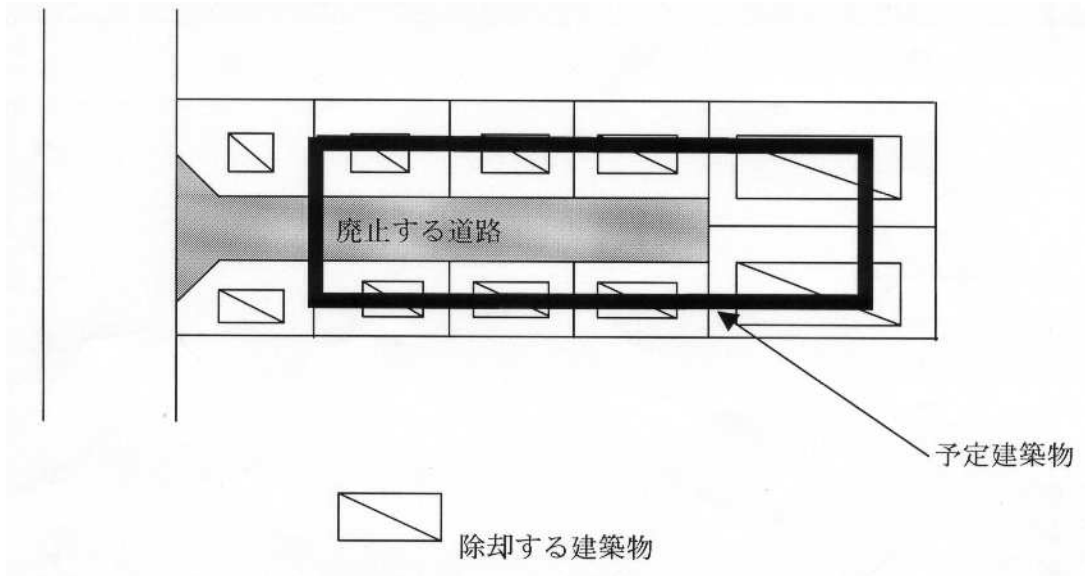
建築物を建築するため、敷地を分割して道路を新設する場合。



「事例2」道路の廃止

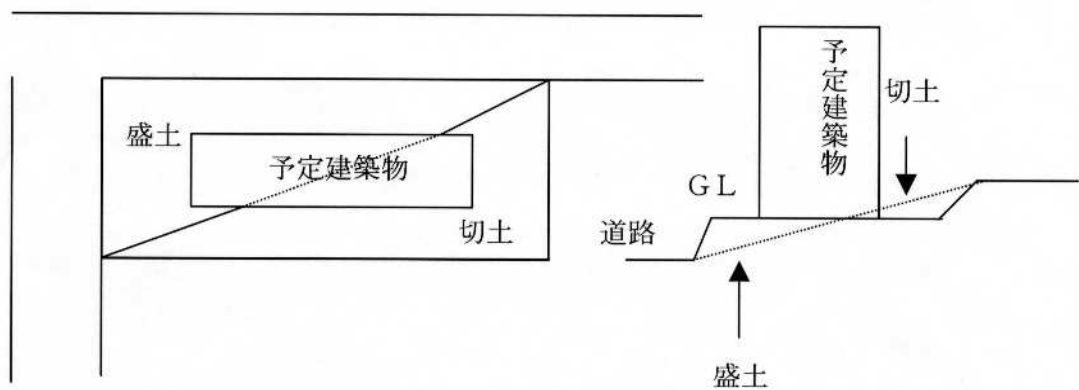
道路を廃止して建築を建てる場合

なお、状況により、通り抜け道路の廃止を行う場合には、それに代わる道路の設置が必要になります。道路は公道・私道を問いません。



「事例3」形の変更

高低差のある土地に切土、盛土をして建物を建てる場合。(1mを超える場合)



「事例4」質の変更

建築物の建築を目的とし、宅地以外である土地を宅地とする場合。

特定工作物の建設を目的とし、特定工作物の用に供されていない土地を特定工作物の用に供する土地とする場合。

2 開発許可の基準

(1) 道路の基準（令第25条・29条、規則第20条・20条の2・24条）

ア 開発区域内の道路幅員

下記の幅員の道路が予定建築物の敷地に接するように配置してください。

一般の 区域内道路	予定建築物の用途	予定建築物の敷地規模	道路幅員
	住 宅		6 m以上
	住 宅 以 外	1,000 m ² 未満	
		1,000 m ² 以上	9 m以上
人・車の発生交通量が特に大きな場合			12 m以上

小区間で通行上支障がない場合は、下表を使用することができます。（住宅のみ）

道路基準延長 道路幅員	35m以下のもの	35mをこえ 60m以下	60mをこえ 120m 以下
	通り抜け可能型	4.5 m以上	4.5 m以上
行き止まり型	4.5 m以上	5 m以上	6 m以上

イ 接続先既存道路

開発区域内の主要な道路は、下表の幅員の地区外の道路に接続させることが必要です。

開発行為の目的	接続先道路幅員
主に住宅建築	6.5 m以上
上記以外	9.0 m以上

ただし予定建築物の種類、規模および開発区域周辺の道路の状況により支障がない場合の特例値は下表のとおりです。

開発行為の目的		開発区域の面積	接続先道路幅員（現況）
主に住宅建築	一般住宅地分譲	1000 m ² 未満	4 m以上※
		1000 m ² 以上 3000 m ² 未満	5 m以上
		3000 m ² 以上	6 m以上
	上記以外の住宅建築		6 m以上
上記以外の事務所、小規模の工場等	1000 m ² 未満	6 m以上	
	1000 m ² 以上	9 m以上	

※ただし以下の場合に限り、基準を満たすこととする。

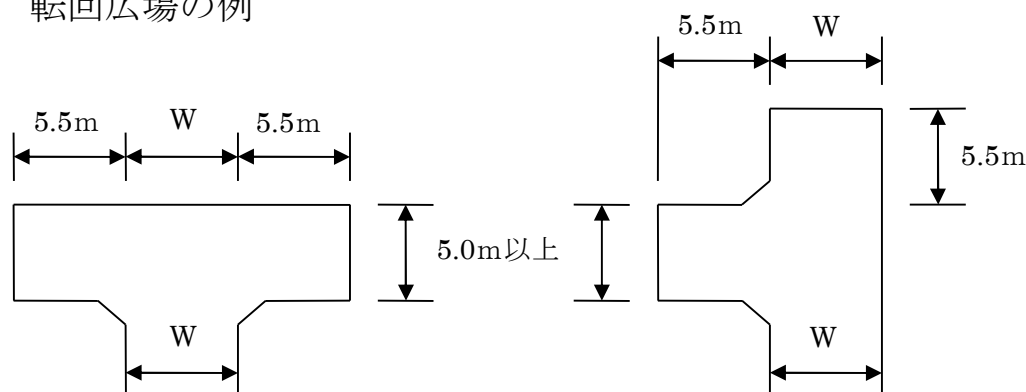
- ・現況3.5 m以上で広幅員道路から広幅員道路まで確保された建築基準法の道路。
- ・接続先道路に面する開発区域は、開発者負担で細街路整備を行い、道路中心より2 m確保すること。認定幅員4 mの道路で現況が4 mに満たない場合は、境界確定線まで後退し、道路を整備すること。

ウ 転回広場

地形によりやむを得ず行き止まり道路を設ける場合には、下表のとおり転回広場を設置しなければなりません。

道路幅員	6 m未満	6 m以上
転回広場		
転回広場が必要な 道路基準延長	35 mをこえる場合	120 mを超える場合
転回広場の設置箇所数	60 m区間ごとに1箇所	120 mを超えた120 m区間ごとに1箇所

転回広場の例



エ 隅切り

平面交差部又は曲がり角では、隅切りをとることが必要です。

ただし、沿道の発生交通量が少なく、また将来においても大きくならないと見込まれ、予定建築物が主に住宅の場合の道路同士の交差点では、隅切りの長さを3mとすることができます。

(2) 公園等の基準（令第25条第6号及び7号・29条、規則第21条・25条）

開発区域の面積が3000㎡以上の開発行為にあつては、その面積の3%以上の公園、緑地等の設置が必要です。原則として、その部分は区に提供していただきます。

(3) 排水施設（令第26条、規則第22条・26条）

開発区域内の排水施設は、区域の規模、地形、予定建築物の用途、降水量等から予想される汚水や雨水を排出できる管径、勾配、位置を決めてください。

江東区においては、総合的な治水対策の一環として、江東区雨水流出抑制対策実施要綱を定めているので、許可申請前に担当課と協議のうえ、対策を検討すること。

(4) 消防水利（令第25条第8号、消防法第20条）

消防署と協議のうえ、必要な場合は、消防用の貯水施設を配置してください。

(5) がけ、擁壁の設計（令第28条、規則第23条・27条）

開発行為によって生じたがけ面に擁壁ができる場合は、擁壁の設置基準及び構造計算等により十分安全な設計をしてください。

また、開発区域内および開発区域に接して存する既存擁壁についても、安全性について検討を行い、必要に応じて既存擁壁の補強、擁壁の新設を計画してください。

(6) 江東区良好な宅地開発に関する指導要綱

開発行為の内容が、一団の土地を分割して行う宅地開発である場合においては、江東区良好な宅地に関する指導要綱の規定に基づき、計画を行うこと。

(7) その他、協力していただきたい事項

ア 隣接地との空間を十分取るとともに、既存道路幅が狭い部分や交通量の多い道路に面する部分は、歩道状空地を設置してください。

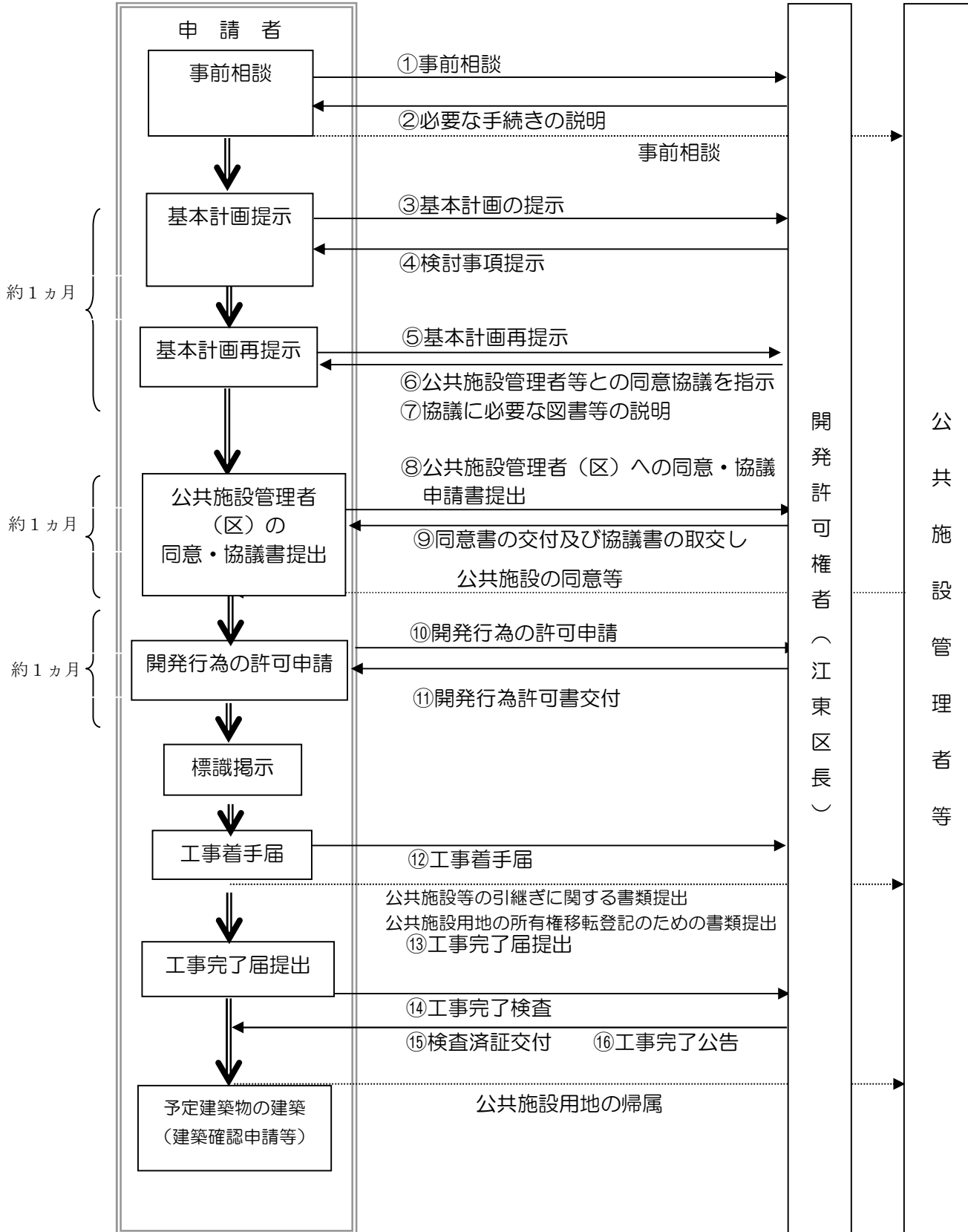
イ 敷地内の緑地を十分に設け、景観に配慮したものとしてください。また、東京都の「東京における自然の保護と回復に関する条例」江東区の「みどりの条例」、「マンション等建設に関する条例」により、緑地、公開空地の確保が必要になる場合があります。

ウ 駐車場及び駐輪場は十分な台数を、できる限り建物内に設け、周囲の環境に配慮してください。

エ まちづくり方針や地区計画等に整合するようになしてください。

オ ごみ集積所・保管場所については、事前に江東区清掃事務所にご確認ください。
 カ 近隣住民には計画内容をよく説明してください。

3 開発行為に関する申請手続きの流れ



4 事前相談・開発行為基本計画書

(1) 事前相談

500 m²以上の土地で「区画の変更」または「形質の変更」を行い建物を建てる時は、事前に都市計画課に相談してください。この相談なしに計画を進めると、建築確認申請を提出した段階で、開発許可を受けなければならないことがあり、着工時期が大幅に遅れることがあります。

(2) 開発行為基本計画書（正本1部、副本2部提出）

事前相談の内容をもとに、開発行為基本計画書を提出してください。

	必要書類等	内容
1	開発行為基本計画書	敷地面積、計画内容等を記載してください。
2	案内図（住宅地図）	計画地の位置を示す案内図。
3	公図の写し	開発しようとする土地とその周辺の土地を明示したもの。また土地の所有者名・登記所からの複写年月日を記入したもの。
4	現況図 （実測図・高低測量図）	開発区域の面積、土地の高低差、周辺の道路の状況についてわかりやすく記入したもの。
5	土地利用計画図	土地利用の考え、道路の状況、予定建築物の用途、配置、形質の変更の程度等なるべく具体的に明示したもの。
6	その他	開発行為の内容が明確にわかるよう、必要に応じて資料を提出していただきます。

※書類はA4版のファイルに綴じて提出してください。

5 公共施設の管理者等との同意協議申請（法第32条）

開発許可申請をする際には、都市計画法第32条に基づきあらかじめ開発行為に関係がある既存並びに新設の公共施設の所有者・管理者との同意及び協議が必要です。図書を提出するに当たっては、関係部署と十分調整を行ってください。

- ・公共施設とは、道路・公園・下水道・緑地・広場・河川・運河・水路及び消防の用に供する貯水施設です。
- ・新たに設置される公共施設については、協議を行ってください。
- ・公共施設管理者とその用に供する土地の所有者が異なる場合、用地所有者の同意も必要です。

(1) 公共施設管理者としての区（区道、公園、河川）についての同意・協議先は以下のとおりです。関係部署と十分に調整を行ったうえで、同意・協議申請は江東区都市計画課に提出してください。

公共施設	担当部・課	所在地・連絡先
区道	江東区土木部道路課計画担当	江東区東陽4-11-28 防災センター3階（TEL3647-9346）
公園・河川	江東区土木部河川公園課計画調整担当	防災センター6階（TEL3647-9426）

なお、その際に必要な図書として、下表に示す図書を提出してください。

◎公共施設管理者としての区との同意、協議申請書に必要な図書（正1部、副2部、A4ファイル）

	図書の種類	内 容
1	同意・協議申請書	所在地、面積、公共施設等を記載してください。
2	開発行為に関係がある公共施設（図面・表）	開発行為に関係がある既存の公共施設及び新設の公共施設の概要について記載してください。
3	位置図	開発区域の位置（案内図）です。
4	現況図	地形、地盤高、開発区域内外の公共施設の位置及び形状、道路幅員、擁壁等の工作物の位置形状等を表示してください。
5	公図（写し）	開発区域内及びその関連工事区域並びにその周辺区域の土地の公図の写しです。
6	土地利用計画図	開発区域内外の公共施設の位置及び形状、予定建築物の配置、用途、及び擁壁の位置等、公益的施設の位置の表示
7	造成計画平面図	地盤面の変更を伴う場合、開発区域の境界、切盛をする土地の部分、擁壁の位置、道路の位置、形状、幅員及び勾配
8	排水施設計画平面図	排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、内法寸法、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称
9	公共施設構造図	公共施設の寸法、材料の種類
10	開発区域求積図	
11	その他必要と認める図書	（例）建築物の一般図と完成予定図等

※書類はA4版のファイルに綴じて提出してください。

※提出先は、江東区都市整備部都市計画課です。

(2) 江東区以外の主な公共施設の協議・同意先については、以下のとおりです。開発許可申請までに、同意・協議を行ってください。

公共施設	所管官庁	所在地・連絡先
都道	東京都建設局第五建設事務所	葛飾区東新小岩 1-14-11 TEL03 - 3692 - 4574 (代)
国道	①東京国道事務所 又は ②国道工事事務所亀有出張所(京葉道路) ③国道工事事務所品川出張所(湾岸道路)	①千代田区九段南 1-2-1 九段第3合同庁舎 15・16階 (TEL3512-9090 (代)) ②葛飾区新宿 4-21-1 (TEL3600 - 5541) ③品川区八潮 1-1-3 (TEL3799-6315)
下水道	東京都下水道局東部第一下水道事務所	江東区東陽 7-1-14 (TEL3645 - 9643)
消防施設	東京消防庁①深川消防署(深川地区) ②城東消防署(城東地区) (防災係)	①江東区木場 3 - 18 - 10 (TEL3642 - 0119) ②江東区亀戸 6 - 42 - 9 (TEL3637 - 0119)

6 他の法令等による事前協議その他

他の法令等に定めがある場合は、その規定に従って許可・認可等を必ず受けてください。
また、条例による協議を行ってください。

(例) 建築基準法、道路法、河川法、消防法及びマンション等の建設に関する条例など

◎主な事前協議先（区の場合 江東区役所代表電話 03（3647）9111）

協議相談事項		窓口番号	協議・相談先	連絡先
建築基準法・ 東京都建築 安全条例・許 可等	10,000 m ² 以下	5階26番	都市整備部建築課 建築係	03（3647）9743
	10,000 m ² を超える	都庁第二 庁舎3階	東京都 都市整備局市街地 建築部 建築指導課指導係	03（5388）3371
都市計画		5階21番	都市整備部 都市計画課都市計画担当	03（3647）9454
		都庁第二 庁舎21階	東京都 都市整備局 都市 計画課 都市計画相談担当	03（5388）3213
上水道			東京都 水道局 江東営業所	江東区新砂1-7-2 03（5633）9053
公道を除く道路		5階27番	都市整備部 建築課調査係	03（3647）9736
マンション等の建設に関する条例		5階1番	都市整備部住宅課 住宅指導係	03（3647）9473
江東区中高層建築物の建築に係る 紛争の予防と調整に関する条例に 係る指導（建築物の高さ10m超）		5階30番	都市整備部 建築調整課 建築紛争係	03（3647）9767
景観の届出（開発許可を要するもの は届出が必要です）		5階21番	都市整備部 都市計画課都市計画担当	03（3647）9183
区道の幅員及び位置等		防災センター 3階1番	土木部 管理課境界確定係	03（3647）9641
敷地内の排水計画に関する指導		防災センター 3階5番	土木部 道路課計画担当	03（3647）9346
自転車駐車場の設置指導		防災センター 6階4番	土木部 地域交通課自転車対策係	03（3647）4789
江東区みどりの条例（緑化計画）に 関する指導（敷地250m ² 以上）		防災センター 3階3番	土木部 管理課C I G推進係	03（3647）2079
護岸際の建設に関する指導		防災センター 6階1番	土木部 河川公園課工事係	03（3647）2089
江東区雨水流出抑制施設の設置に 関する要綱		防災センター 6階2番	土木部 河川公園課工務係	03（3647）2538
東京都福祉のまちづくり条例 に関する指導		5階21番	都市整備部 都市計画課 都市計画担当 （ユニバーサルデザイン）	03（3647）9781
文化財の保護		4階32番	地域振興部 文化観光課文化財係	03（3647）9819
ごみ集積所・保管場所に関する指導			江東区 清掃事務所 潮見1-29-7	03（3644）6216
土壌汚染に関する指導（敷地1000 m ² 以上）		防災センター 6階8番	環境清掃部 環境保全課調査係	03（3647）6148
駐車場の届出（指定作業場）		防災センター	環境清掃部	03（3647）6147

(駐車場 20 台以上)	6 階 9 番	環境保全課指導係	
災害用格納庫	防災センター 4 階 1 番	総務部 防災課災害対策係	03 (3647) 9587

7 開発行為許可申請（法第 29 条）

(1) 開発行為許可申請書（正本 1 部、副本 2 部提出）

公共施設管理者等の同意・協議及び関係図書が整い、開発計画が固まった段階で「都市計画法の規定に基づく開発行為等の手引」第 5 章 1 に記載の図書を添付し、次のようにして開発行為許可申請書を提出してください。

- ・ A 4 版に製本し、書類と図面ごとに目次をつけ、インデックス等により見やすく整理してください。
- ・ 同意書・協議書等の写しを添付してください。（要原本照合）
- ・ 設計図面には、設計者の記名が必要です。

※なお、図面サイズは、できるだけ統一してください。

8 開発行為の変更許可申請・変更の届出等（法第 35 条の 2）

許可を受けた内容を変更する場合は、「開発行為変更許可申請書」又は「開発行為変更届出書」による手続きが必要です。変更事由が生じたときに速やかに行ってください。

変更内容によって、開発行為基本計画書の再提示、公共施設管理者等との再協議が必要です。詳細は担当者に問い合わせてください。

なお、当初の開発許可の内容と同一性を失うような大幅な変更の場合は、新たな開発許可（許可の取り直し）が必要になります。

記載方法等は、「都市計画法の規定に基づく開発行為等の手引」第 5 章 2 に準じてください。

なお、軽微な変更の場合の記載方法は「都市計画法の規定に基づく開発行為等の手引」第 5 章 3 に準じてください。

9 建築制限の解除申請（法第 37 条）

開発許可制度による建築制限（法 37 条）の特例許可等を受けたい場合には、建築行為に着手する前に「都市計画法の規定に基づく開発行為等の手引」第 5 章 8 に記載の図書を添えて申請してください。

10 開発行為の工事に関する届出等

(1) 工事着手届（正本1部、副本（写し）1部提出）

許可に係る工事の着手をする場合は速やかに区長に届け出てください。なお、許可後3ヶ月以内に工事着手できない場合は、その理由を付けて工事着手年月日の変更の届け出「開発行為の軽微な変更の届出」を行ってください。（「都市計画法の規定に基づく開発行為等の手引」第5章6参照）

(2) 標識の掲示（「都市計画法の規定に基づく開発行為等の手引」第4章第1節参照）

開発行為の許可を受けた者は、許可を受けた日の翌日から工事完了公告の日まで開発区域内の公衆の見やすい箇所に標識を掲示してください。

なお、規模の大きな開発区域の場合は、数箇所に提示してください。

(3) 工事施行状況の報告・検査（中間検査）

許可権者または公共施設の管理者は必要に応じて工事途中での検査を行ないます。下記の指示された工程に達したときは必ず係員に報告してください。（施行規模及び施行状況によっては、工事記録写真及び出来方資料等の提出により検査を行なう場合もあります。）

[表]中間検査項目

擁壁工事	根切りを完了したとき。 基礎配筋を完了したとき。 壁配筋を完了したとき。 練石積造擁壁の基礎が完了したとき 練石積造擁壁を下端から1/2の高さまで築造したとき。 水抜き穴及びその周辺を施行したとき。
盛土工事	盲暗渠を敷設したとき。 軟弱な地盤改良工事を行なったとき。
排水施設工事	主要な暗渠を敷設したとき。 排水施設の基礎工事を行なうとき。
道路工事	床掘を完了したとき。 側溝の基礎工事を行なうとき。 舗装工事を始めるとき（路盤・側溝検査）
給水施設工事	根切りを完了したとき 床板（底板）の配筋を完了したとき 給水管を敷設したとき
その他	移管公園の手引きにより指示された工程に達したとき

11 工事完了届出・工事完了検査に必要な書類等（法第36条）

(1) 工事完了届出書（正本1部、副本1部提出）

工事完了後速やかに提出してください。

番号	届出の内容	届出時期	備考
1	工事完了届出書	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為に関する全ての工事が完了したとき ・工区に分けて許可を受けたときは、工区の全部の工事を完了したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・(2) 竣工図、(3) 工事記録写真を添付すること（1部）

(2) 竣工図（各1部）

工事完了届出書（正本）に以下の図面を添付して提出してください。

- ①位置図
- ②公共施設の管理者等に関する図面
- ③土地利用計画図
- ④開発登録簿の写し

(3) 工事記録写真（1部）

工事完了届出書（正本）に添付して提出してください。

撮影箇所が写真と対比できるようにしておいてください。

各工程ごとの施工状況、構造物の形状・寸法がわかるように撮影してください。

(4) 完了検査

工事完了届出書の提出後に行います。

完了部分が許可を受けた設計並びに許可に附した条件に適合しているか検査を行います。アスファルト舗装工事が500㎡以上のときは、コア抜きにより、舗装厚、及び締固め度検査を1000㎡につき1組（3個以上）の割合で検査します。

※検査に適合しないとき

許可に附された条件を含む開発許可の工事完了検査の結果、当該工事が開発許可の内容に適合しないときは、区長は検査済証の交付及び完了公告を行わないので、当該土地について建築行為等は禁止されたままであり、工事完了に伴う各種の法律効果も生じないこととなります。

(5) 完了公告

完了検査に合格すれば、検査済証を交付し、当該工事が完了した旨を公告します。

工事完了の効果（建築制限の解除、公共施設管理について区への引継ぎ、土地の帰属など）は、検査ではなく、公告により生じます。

(6) 公共施設の帰属

①公共施設の管理の引継ぎ、土地の帰属は、完了公告の翌日です。なお、通常区が管理することとなり、その土地は無償提供が原則です。

②公共施設の内容により管理することとなる者の中間検査及び完了検査を指定される場合があります。当該担当の指示に従ってください。

【区道について・・・・・・土木部道路課計画担当（防災センター 3階）】

【公園・河川について・・・・・・土木部河川公園課計画調整担当（ 〃 6階）】

③区に帰属する公共施設の用に供する土地の帰属に関する手続き、打ち合わせは帰属を受ける先の担当者と、完了届提出前に余裕をもって済ませておいてください。

【区に帰属する用地について・・・・土木部管理課用地係（防災センター 3階）】

(7) その他

①完了検査日については、予め希望日を、余裕をもって連絡してください。

②関連工事区域も検査の対象です。

③事前に都下水道局、第五建設事務所等、区以外の公共施設管理者の検査を受け、合格しておいてください。

④検査終了後に開発登録簿の原図を1部、写しを1部提出してください。

12 許可に基づく地位の承継（法第44条・法第45条）

開発許可等の許可を受けた者の一般承継人は、被承継人が所有していた開発許可に基づく地位を継承します。また、同許可を受けた者の特定承継人は、その開発行為に関する工事をそのまま引き続いて施行することができます。（「都市計画法の規定に基づく開発行為等の手引」第5章第5参照）

13 開発行為の廃止（法第38条）

開発許可を受けた開発行為の工事をむやみに途中で中止すると、その周辺の地域におよぼす被害、さらに公共施設の機能を阻害したり環境を害したりする恐れがあるので、工事を廃止（工事の中止）する場合は、開発行為の廃止届（「都市計画法の規定に基づく開発行為等の手引」第5章7参照）を区長に提出してください。

区長は、必要に応じて事後処理の指導を行いますので区長の指導に従ってください。

開発行為の工事を廃止した場合の事後処理に関しては、必要な事項を許可条件に付しています。

14 開発登録簿の閲覧等（法第46条・法第47条）

開発登録簿は、次の目的のため開発行為の内容を開発登録簿に登録し、公衆の閲覧に供することとなっています。また、必要がある場合、写しの交付を行うこととなっています。

開発登録簿は、指定の用紙に墨入れした原図1部を提出してください。

なお、開発行為の工事を廃止した場合は、速やかに開発登録簿を閉鎖します。

- ・第三者に対し、制限の内容を知らしめ違法行為の防止を図る。
- ・第三者の土地取引に際し、不測の損害を被らないよう保護を図る。
- ・建築確認等に際し、建築主事又は特定行政庁が正確な内容の把握を図る。

○閲覧・写しの請求

開発登録簿閲覧所は江東区役所都市整備部都市計画課内にあります。

閲覧及び写しの交付請求は、担当者へ請求してください。なお、写しの交付請求については、交付手数料（「17 開発行為許可申請関係手数料」）が必要です。

15 開発許可等の処分に関する不服申立て（法第50条・行政不服審査法第4条）

開発行為に関する、区長が行った許可・承認・違反是正命令等の処分又はその許可、承認に関する区長の不作為に不服がある者は、開発審査会又は東京都知事に対して、審査請求をすることができます。

16 監督処分等（法第 80 条・法第 81 条）

（1）勧告、勧告、援助等

区長は、開発行為に関する許可、承認を受けた者に対して、開発行為に関する報告を求めたり、必要な勧告又は助言をすることができます。

（2）監督処分

区長は、開発行為に関する許可、承認を受けずに工事を施行した者又はその許可、承認の条件に違反した者に対して、工事の停止、是正命令並びに許可・承認の取り消し等の処分を行うことができます。違反行為に対しては、罰則規定があります。

17 開発行為許可申請関係手数料

開発行為許可申請関係手数料（抄）

[単位：円]

申請内容		(1) 自己の居住の 用	(2) 自己の業務の用	(3) (その他)
許 可 開 発 区 域 面 積 (ha)	0.1 未満	13,000	21,000	141,000
	0.1 以上 ~ 0.3 未満	39,000	51,000	215,000
	0.3 以上 ~ 0.6 未満	76,000	113,000	320,000
	0.6 以上 ~ 1 未満	149,000	204,000	379,000
	1 以上 ~3 未満	225,000	340,000	573,000
	3 以上 ~ 6 未満	305,000	457,000	654,000
	6 以上 ~ 10 未満	370,000	567,000	808,000
	10 以上	497,000	795,000	1,081,000
	1. 設計の変更 2. 区域の編入 3. その他	許可手数料金額の 1/10 の金額 編入される開発区域の面積に応じた許可手数料金額と同額 15,000		
	予定建築物以外の建 築許可	39,000		
開発許可を受けた地 位の承継	1 h a 未満 1 h a 以上	2,500 4,000	19,000	
開発登録簿の写しの 交付	1 通につき 700			
都市計画法施行規則 第 60 条に基づく証 明書の交付	1 通につき 900			